

事 務 連 絡

平成19年3月29日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県私立学校担当部局
各国立大学法人附属学校担当部局
全国学力・学習状況調査担当者 殿

文部科学省初等中等教育局学力調査室

平成19年度全国学力・学習状況調査における個人情報の取扱いについて

1．文部科学省では、平成19年度全国学力・学習状況調査を実施するにあたり、個人情報保護に関する法令の要請を受け、委託業者における個人情報の取扱いにかかる安全確保の措置等について、万全の対策を講じているところです。

このたび、個人情報保護にかかる安全確保措置等の具体的内容について、別紙1のとおり整理しましたのでお知らせします。

都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局、国立大学法人附属学校担当部局におかれては、その内容を了知の上、本調査の円滑な実施に向けて適切な対応をよろしくお願いします。

2．本調査においては、小学校調査について、解答(回答)用紙に児童の氏名を記入することとしておりますが、これは、児童一人一人に対して結果を正確に返却すること、各教科の調査結果と質問紙調査の結果を符合させて集計や分析を行うことを理由とするものです。また、1．にあるように個人情報保護にかかる安全確保措置等には万全の対策を講じているところです。

さらに、予備調査において、実施校等から、児童が回答しにくい内容である、あるいはプライバシー等への配慮が必要であるという意見があったことを踏まえ、児童生徒質問紙の内容の変更を検討しています。(例えば、本調査の質問紙調査においては、「家の人から大切にされていると思うか」、「先生から認められていると思うか」、「家の人と一緒に美術館や劇場などで芸術鑑賞をするか」、「家の人と一緒に旅行に行く」、「家に何冊本があるか」等の質問項目は削除)

これらを踏まえ、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局、国立大学法人附属学校担当部局におかれては、1月に示された「平成19年度全国学力・学習状況調査【小学校】実施マニュアル」に従って円滑に調査を実施していただくようよろしくお願い申し上げます。

3. なお、既に実施している学力調査等において、氏名の代わりに個人番号を使用した取扱いをしているなど特別の事情がある一部の教育委員会から、「氏名・個人番号対照方式で対応したい」との要請があります。

このことに関しては、特別な事情を有する市町村教育委員会等にかかる例外措置として、市町村教育委員会等の判断と責任において、一定の条件の下、「氏名・個人番号対照方式」を行うことを可能とします。（別紙2参照）

都道府県教育委員会等におかれては、域内の市町村教育委員会等のうち、別紙2に示す条件に合致し、「氏名・個人番号対照方式」を行うことを決定した教育委員会等がある場合は、平成19年4月6日（金）までに、文部科学省学力調査室へ連絡願います。

（なお、連絡がない場合は、例外措置の取扱いができません。）

委託業者における個人情報保護に係る 安全確保措置等の具体的な取扱いについて

今回の調査では、調査問題の発送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会及び学校等への提供作業等について、民間企業に委託。

その際、個人情報保護法等の定める安全確保措置や従業者の監督、個人情報の利用・提供の制限を確実に履行させることが必要。

委託先に対しては、平成18年度契約書で、機密の保持や個人情報の取扱いにおいて遵守すべき事項を明示し、作業担当者の限定や情報の厳重な保管管理、不要情報の完全消去措置などを求めている。

また、事業によって得られた情報等の成果物について、その著作権等を国に帰属させることにより、目的外の使用を防止する。

〔個人情報保護のための具体的な措置〕

各業務において、以下のような具体的措置をとるとともに、極力、解答(回答)用紙の氏名等個人情報部分と解答(回答)部分を切り離した取扱いを行う。

作業者を最小限に限定するとともに作業者の監督を徹底
作業場所への関係者以外の立入を制限、時間外の施錠・警備を徹底
認証を受けていない者の作業用コンピュータへのアクセスを制限
結果の提供後、解答(回答)用紙やその他のデータは完全消去 など

解答(回答)用紙の画像データ化

解答(回答)用紙を読み取り、画像データ化した後、個人情報部分と解答(回答)部分の画像データは切り離して管理。

これにより、採点者が個人情報に触れることはできない。

結果の提供

学校へ提供する結果については、暗号を付与したCD-ROMと氏名が印字されていない児童生徒ごとの個票が送付される。

これにより、配送過程における情報流出を防止。

(小学校)

- ・ 個票には、児童の氏名を印字せず、管理のために付与したコード番号を印字する。
- ・ 氏名とコード番号の対照表は、別に送付する。

(中学校)

- ・ もともと解答(回答)用紙に生徒の氏名は記入されていないため、個票には、解答(回答)用紙に付与されていた答案番号を印字する。

〔個人情報漏洩や不正利用等への対応措置〕

契約上の規定に違反した場合には契約解除 / 損害賠償請求できる。

受託先が、個人の秘密が記録されているデータベースを記録媒体に複写し、不正に第三者に譲渡したような場合や、業務に関して知り得た情報を他に売却したような場合には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」や「著作権法」の規定に基づき、懲役刑または罰金刑に処せられる。

これらの違法行為を文部科学省として了知した場合には、ただちにこれを刑事告発する。

平成19年度事業の委託業者との契約では、個人情報等の取扱いについて、安全確保措置を更に高めることとしており、その該当部分の内容については、契約締結後、別途お知らせする。

【関係条文】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)(抄)

(個人情報の保有の制限等)

第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(安全確保の措置)

第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

第53条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(抄)

(利用目的の特定)

第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(安全管理措置)

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第21条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

著作権法(昭和45年法律第48号)(抄)

第119条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(中略)は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)(抄)

第230条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

全国学力・学習状況調査【小学校】における
解答(回答)用紙への氏名の記入について

例外措置としての「氏名・個人番号対照方式」

「平成 19 年度全国学力・学習状況調査【小学校】実施マニュアル」の P 19 ~ 27 に示される解答(回答)用紙への氏名の記入の代わりに、「氏名・個人番号対照票」に氏名を記入させた上で、解答(回答)用紙には氏名の代わりに個人番号を使用する方式。

《上記方式を採用する場合の条件》

以下の 条件をいずれも満たすこと

当該市町村の個人情報保護審議会等から、氏名を書かせることに支障がある旨の指摘がある、あるいは、既に実施する学力調査等において氏名の代わりに個人番号を使用した取扱いをしているなど、特別の事情がある場合

本人との照合など正確・確実な調査の実施のため、すべての解答(回答)用紙に正しく個人番号が記入されているかの確認を学校において行う必要があり、学校及び教職員の負担が増大することとなるが、このことを十分考慮した上で、教育委員会等の判断と責任において決定した場合

具体的な実施手順については、関係の教育委員会等に、別途、詳細をお知らせします。